

**提出先** 組合員→所属所→広島支部  
※添付書類不要

**所属所等受付日欄**

**3歳未満の子を養育しない旨の届出書**  
(3歳未満の子の養育特例を終了する旨の届出書)

※所属所で届出書受理日を  
押印(又は受付日を記載)

※裏面及び記入例を参照のうえ、御記入ください。

(フリガナ) 申出者氏名		申出者 生年月日	昭和 平成	年 月 日
所属所		組合員等 記号・番号	公立広島	
職名				
養育しない(養育特例を終了する)こととなった日及びその事由  ※裏面参照	〔 該当する番号を○で囲み、カッコ内の日を「養育しない(養育特例を終了する)こととなった日」として記入してください。 〕  _____年 ____月 ____日  1 他の子の養育(他の子の誕生日) 2 子を養育しなくなった(養育しなくなった日) 3 育児休業等(掛金免除)の開始(開始日) 4 産前産後休業(掛金免除)の開始(開始日)			
養育しない(養育特例を終了する)こととなった子	(フリガナ) 氏名		生年月日	令和 年 月 日
地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員(厚生年金保険の被保険者)等の標準報酬月額の特例の適用が終了したので、上記のとおり届け出ます。  公立学校共済組合広島支部長 様  令和 年 月 日  申出者 住 所 _____ 氏 名 _____				

※裏面を御確認の上、御記入ください。

【記入にあたっての留意事項】

「養育しないこととなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
養育特例の適用中に次の子が生まれた場合 【男性組合員に限ります】	1を○で囲み、次の子の出生年月日を記入してください。
子を養育しなくなった場合  (例) 当該子が死亡したとき 当該子と離縁したとき 当該子と別居したとき	2を○で囲み、養育しなくなった日を記入してください。
育児休業等(掛金免除)を開始した場合	3を○で囲み、育児休業等(掛金免除)を開始した日を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)を開始した場合 【女性組合員に限ります】	4を○で囲み、産前産後休業(掛金免除)を開始した日を記入してください。

【添付書類】 不要

※ 掛金・保険料免除となる育児休業等又は産前産後休業を開始した場合は、「育児休業等掛金等免除申出書」又は「産前産後休業掛金等免除申出書」を提出してください。

【Q&A】

Q1 子が3歳に達した場合も提出する必要がありますか？

A1 子が3歳に達した場合は自動で特例が終了するので提出不要です。子が3歳未満だけれども、上記表の事由が発生した場合に御提出ください。

Q2 産前産後休業(掛金免除)を開始した日はいつになりますか？ 産前休暇開始日とは違うのですか？

A2 健康保険制度での産前産後休業掛金免除期間とは、①出産日以前42日から出産日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として休業している期間であって、条例で認められている休暇期間とは異なります。

したがって、産前産後休業(掛金免除)を開始した日は、出産予定日より56日前から産前休暇を開始した場合、出産日(出産日が出産予定日より遅れた場合は出産予定日)を起算として42日前となります。